新型コロナに感染後、回復した者の 日本帰国・入国にかかる取扱いについて

新型コロナに感染し、療養を終えて回復しているにもかかわらず、PCR 検査を行っても陽性判定が続いている場合、領事レターを発行できる手続きがあります。

対象:新型コロナに感染後、療養をすでに終えた後、現在回復しているにもかかわらず、<u>PCR</u> 検査を何度行っても陽性判定が続いてしまう方

(①日本国籍の方、②再入国予定の在留資格保持者の方、③新規入国は日本国籍者・ 永住者の配偶者又は子に限る)

上記いずれにも該当する場合には、以下の書類をメールに添付の上、当館領事班 【consular@s1.mofa.go.jp】宛てにご相談ください。

必要書類:

- ①旅券の人定事項ページの写し
- ②日本帰国・入国予定のフライト情報 (e チケット写し等)
- ③新型コロナ陽性と判定された後、療養期間が終わり、新型コロナから回復している旨が記載された医療機関等の診断書または証明書等(書式・様式自由)
- ④新型コロナの療養期間終了後に、再度検査した結果が陽性となった検査結果 (厚労省が有効と認める検体及び検査方法に限る

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

※なお、ご相談をいただいてから回答するまでに最大5営業日程度かかりますので、帰国・ 入国予定日が接近している場合には、必ず必要書類をご準備の上でご相談ください。

(問い合わせ先)

在セルビア日本国大使館

担当/領事・警備班

住所: Tresnjinog cveta 13, 11070 Novi Beograd

電話: +381-11-3012800

領事メールアドレス: consular@s1.mofa.go.jp

※領事窓口(除く土日祝日): 8:30-12:30, 13:30-17:00